

諮問庁：独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

諮問日：平成30年10月26日（平成30年（独個）諮問第54号及び同第55号）

答申日：平成31年1月16日（平成30年度（独個）答申第38号及び同第39号）

事件名：本人に係る証拠書写し請求書兼回答書の調査結果資料の不開示決定（不存在）に関する件
本人に係る調査依頼書の調査結果資料の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

開示請求者に係る「証拠書写し請求書兼回答書」の調査結果資料及び「調査依頼書」の調査結果資料に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく各開示請求に対し、平成30年8月1日付け機構第690号（平成30年（独個）諮問第54号の関係。以下、同諮問事件を「諮問第54号」という。）及び同第691号（平成30年（独個）諮問第55号の関係。以下、同諮問事件を「諮問第55号」という。）により独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」，「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各不開示決定（以下、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

本件各審査請求の理由は、諮問第54号及び同第55号に係る各審査請求書及び各意見書によれば、おおむね以下のとおりである。なお、各添付資料については省略する。

（1）各審査請求書

原処分には、各開示請求に対して、平成19年10月22日時点、通帳紛失の郵便貯金・総合口座記号番号「特定番号A-B~C」：（口座名義人）開示請求者本人：（生年月日）特定年月日：（名義人住所）特定住所Aで調査をした、機構保有の担保定額貯金4件（平成15年1月

～平成16年3月までに4件特定金額A)の預入が判明している各「調査結果の回答書の写し」が、委託会社ゆうちょ銀行特定貯金事務センターの上司職員(氏名不詳)に隠匿、隠滅、破棄された「保有なし」の虚偽の開示がされている。

また、平成19年10月22日時点、特定郵便局員(特定氏名)に言われた、平成16年最後の取引で高額な預金のある口座の解約を示唆された、通帳紛失の口座「特定番号A-B-C」:(新規開設日:平成10年1月22日～平成19年11月15日まで)の取引履歴を隠匿、隠滅、破棄し、ゆうちょ銀行特定貯金事務センター職員(氏名不詳)が、平成19年12月19日届出の、ねつ造、偽造の虚偽の口座「特定番号D」:(口座名義人)開示請求者本人:(生年月日)特定年月日:(新住所)特定住所Bの、通帳紛失の口座の担保定額貯金4件(特定金額A)の預入が消えている取引履歴を作成し、「預入なし」の虚偽の回答を「開示請求」、「裁判所」にしている。

※平成19年11月9日:ゆうちょ銀行特定店に通帳紛失の口座についての調査依頼を請求した日から現在まで、数千回に及ぶ「調査依頼書」、「証拠書写し請求書兼回答書」、「貯金等照会書」、「貯金入出金照会請求書」、「貯金残高証明請求書」の全てに、機構保有の個人情報である「担保定額貯金4件(特定金額A)」の預入が判明している「証拠書写し」を送付の段階で、委託会社ゆうちょ銀行特定貯金事務センターの上司職員(氏名不詳)が、隠匿、隠滅、破棄し、後日(1か月～6か月後)再度出しなおしのねつ造、偽造、偽装の虚偽の回答書、または、回答なしの凶悪な犯罪が繰り返されている。

また、法律に基づいた「保有個人情報開示請求書」、「裁判所」、「警察」に対しても、通帳紛失の口座「特定番号A-B-C」:担保定額貯金4件(特定金額A)の預入を証明する「証拠書写し」は提出されていない。

よって、行政不服審査法の規定により、各審査請求を提出します。

【個人情報の保護に関する法律】

第4章 個人情報取扱事業者の義務等

22条(委託先の監督)

個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(2) 各意見書

原処分には、各開示請求に対し、(添付資料①)の通帳紛失の郵便貯金・総合口座「特定番号A-B-C」:担保定額貯金4件(特定金額

A) が判明している「調査結果資料」のすべてが委託会社ゆうちょ銀行特定貯金事務センターの上司職員(氏名不詳)に隠匿、隠滅、破棄された虚偽の開示になっている。

※刑法259条(私用文書等毀棄罪)及び、刑法263条(信書隠匿罪)に該当する凶悪な犯罪行為である。

(添付資料②):平成19年12月19日:特定貯金事務センター取扱いの、記号番号「特定番号D」(平成12年3月27日:残高特定金額B):(届出住所)特定住所Bのねつ造、偽造の虚偽の口座が発行された「取引履歴」が作成されている。

※刑法161条の2(電磁的記録不正作出及び供用の罪)に該当する。機構は、委託会社ゆうちょ銀行の監督を法律で定められている。

個人情報保護に関する法律

第4章 個人情報取扱事業者の義務等

22条 (委託先の監督)

個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、諮問第54号及び同第55号に係る各理由説明書によれば、おおむね以下のとおりである。

1 各審査請求の概要

各審査請求書によれば、開示すべき機構保有の個人情報である、記号番号「特定番号A-B~C」の担保定額郵便貯金4件が判明している各「調査結果の回答書の写し」が開示されていないとしている。

2 各審査請求の検討

(1) 審査請求人は、平成30年7月2日付け各「保有個人情報開示請求書」により、同請求書別紙に記載された、「証拠書写し請求書兼回答書」及び「調査依頼書」に関する調査結果資料の開示を請求した。機構は、各開示請求のあった内容に合致する機構保有個人情報は保有していないとして、原処分を行った

(2) この点につき、審査請求人は平成30年8月11日付け各「審査請求書」により、「記号番号「特定番号A-B~C」の担保定額郵便貯金4件の預入が判明している「調査結果の回答書の写し」が開示されていない」旨を主張しているが、当該郵便貯金については、平成20年7月3日付け「保有個人情報開示請求書」により、審査請求人から当該郵便貯金に関する機構保有個人情報の開示請求がなされて以降、「保有個人情報開示請求書」による同様の開示請求が多数行われ、これらに対応すべ

く機構からゆうちょ銀行に対し本件を含めた開示請求に係る機構保有個人情報について、その提出を文書により依頼してきたところであるが、いずれの依頼に係る調査においても該当の機構保有個人情報が存在した証跡は発見されなかった。

上記平成20年7月3日付け開示請求に対する機構の不開示決定について、機構が審査請求人から異議申立てを受け貴審査会に諮問した際には、「本件対象保有個人情報を保有していないとする諮問庁の説明は、是認するのが相当である。」旨の答申（平成21年度（独個）答申第24号）がなされており、審査請求人によるその後の異議申立て及び審査請求に係る各答申においても、機構の決定は同様に是認されている。

さらに、審査請求人とゆうちょ銀行職員を当事者とする「特定地方裁判所 特定事件番号A 損害賠償請求事件」、審査請求人とゆうちょ銀行を当事者とする「特定地方裁判所 特定事件番号B 損害賠償請求事件」及び審査請求人と機構を当事者とする「特定地方裁判所 特定事件番号C 損害賠償請求事件」のいずれの訴訟についても、「本件全証拠によっても、前提となる本件担保定額郵便貯金（記号番号「特定番号A－B～C」）の存在すら認めるに足りない」、「文書の偽造・隠ぺいや改ざん行為があったことを推認することはできない」旨の判決が行われ、確定しており、本件担保定額郵便貯金（記号番号「特定番号A－B～C」）の存在が認められない以上、これら郵便貯金の預入が判明している各「調査結果の回答書の写し」が存在しないことは明らかである。

(3) 以上により、本件各審査請求に係る原処分には誤りはないものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 平成30年10月26日 諮問の受理（諮問第54号及び同第55号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同年11月13日 審査請求人から意見書及び資料を收受（同上）
- ④ 平成31年1月11日 諮問第54号及び同第55号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

(1) 審査請求人の主張の要旨

各審査請求書及び各意見書によれば、審査請求人は、審査請求人の担保定額郵便貯金の預入が判明している「証拠書写し請求書兼回答書」の調査結果資料及び「調査依頼書」の調査結果資料につき、隠匿、隠滅、

破棄された虚偽の開示がされているなどとして、本来開示対象として特定され開示されるべき保有個人情報の開示を求めるものと解される。

(2) 諮問庁の主張の要旨

上記第3の2(1)及び(2)のとおりであり、本件各開示請求に対する原処分には誤りはない旨説明する。

(3) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報の特定やその正誤について、審査請求人は、上記(2)の諮問庁の説明を覆すに足る具体的な根拠を示しているとはいえない。また、機構による本件対象保有個人情報の探索や特定の方法について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、原処分に当たっての探索や特定の方法については、従来(審査請求人の過去の開示請求とこれに対する不開示決定並びに審査請求人の審査請求等を受けてなされた諮問及び答申については、上記第3の2(2)のとおり。)から一貫して同様のものであるところ、その方法に問題はなく、その他、本件対象保有個人情報の存在をうかがわせるような事情もないことから、機構において本件対象保有個人情報を保有していないとする諮問庁の説明に疑いを差し挟む余地はない。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。なお、審査請求人の主張する隠匿、隠滅等の存否については、上記第3の2(2)で諮問庁が説明するとおり、特定地方裁判所において、当該主張の前提となる担保定額郵便貯金の存在すら認めるに足りないとの判決が確定している。

3 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、機構において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一, 委員 池田陽子, 委員 下井康史